

令和7年第2回 北海道議会定例会〔総括質疑〕開催状況（経済部観光局観光振興課）

開催年月日 令和7年7月2日（水）

質問者 日本共産党 丸山 はるみ 委員

答弁者 知事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
二 宿泊税について （一）市町村への影響について （丸山委員） 市町村への影響についてですが、昨年4定で宿泊税条例が極めて議論が不十分な中、議会における修正の後議決され、総務省に同意を求める申請を行っています。しかし、標準処理期間3カ月の倍近い期間を経過しても未だに国から同意は得られておりません。 各部審査ですね、道と一体に宿泊税導入を目指す市町村に対するスケジュールの影響について伺っています。 知事は、国の同意が大幅に遅れていることにより導入予定市町村に影響を及ぼしていることをどのように受け止めていますか。 （二）税徴収の原則について （丸山委員） 宿泊税は間接税なんですけれども、宿泊行為を行った場合に対して課税をされます。当然のことながら、条例で免除された場合を除き、全ての宿泊者から適正に徴税を行うことが大原則と考えますが、知事の認識を伺います。 （三）宿泊者人数の把握と市町村事務等について （丸山委員） 適切な徴税を課す上で、宿泊者人数の正確な把握は大前提となります。宿泊人数の把握について地財審の質問に対して道は、宿泊者名簿に基づいて把握すると答えています。 一方、各部審査で道は「仮に申告時に宿泊者数を確定できない場合、市町村が事業者事後確認を行うなど、適正な宿泊者数の把握に努める」と答弁しているんですね。宿泊者名簿で把握すると国に説明をしながら、把握できない場合も想定しているということは、宿泊者名簿だけでは完全に宿泊者人数の正確な把握ができないということなんではないでしょうか。 また、市町村が事業者事後確認を行うなど適正な宿泊者数の把握に努めるとのことですが、市町村とは宿泊者人数の把握についてどのように合意形成を図ってきたのか伺います。	（知事） 市町村への影響についてであります。道では、来年4月の宿泊税の導入に向け、国との同意協議に並行して、使途を具体化し、来年度の予算につなげていくため、次期定例会を目処に、宿泊税充当施策の基本的な考え方の骨子をお示しできるよう必要な検討を進めているところでございます。 また、同時期に導入を目指す関係市町村との検討にも影響が出ないよう、道の検討状況等につきましても、きめ細やかに情報共有を図りながら、取り組みを進めてまいります。 （知事） 税の負担の公平性についてであります。道では、道宿泊税において、税の原則である公平性の観点を踏まえ、宿泊目的や宿泊料金の多寡に関わらず、原則として全ての宿泊行為に課税することとしており、こうした原則の下、適正に賦課徴収を行うことが必要と認識しています。 （知事） 宿泊者数の確認についてであります。旅館業法及び住宅宿泊事業法においては、「宿泊者名簿」を備えることが義務とされており、定率制を採用している市町村の事業者方々におきましても「宿泊者名簿」により、「宿泊者数」を把握しているところでございます。 道ではこれまで、倶知安町との協議の中で、宿泊事業者の方々が宿泊者名簿により把握している「宿泊者数」を元に町が道税を算出することとしており、徴収事務の詳細につきましても、国の同意が得られ次第、宿泊税導入予定市町村と最終の確認作業を行ってまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
(三) 一再 宿泊者人数の把握と市町村事務等について (丸山委員) 例えばですね、コンドミニウムのように宿泊期間中に宿泊者数変動することが想定される宿泊行為というのはまああると思うんですね。宿泊者名簿において宿泊日毎の宿泊人数を全て把握できる運用となっているか。その認識を伺います。 (丸山委員) 現状なんですけれど、旅館業法及び住宅宿泊業法における宿泊者名簿の目的というのは、例えば感染症対策だったりとか、食中毒対策とかだったり、そういうことですね、そのしっかりとしたデータを提供してほしいということなんですよね。ただ、宿泊税に関しては、その宿泊の人数に関して徴税をするということなので、目的がちよっと違ってくるんじゃないかというふうに思うわけです。 (四) 税制度の信頼確保のための取組について (丸山委員) 宿泊行為があったにも関わらず課税される人と課税されない人が些かでも生じるということは、税の公平性の原則から逸脱することになるだろうと。今回の条例改正をもってしても税制度の根本的欠陥がこれはあるんじゃないかと考えます。宿泊税は一度立ち止まって再検討するべきだと考えますが、いかがですか。 (丸山委員) 宿泊税についてはですね、今回具体的な使途がまだ示されていないという論点もありました。そして、今質問をした、宿泊人数の正確な把握、これについても問題があるのではないかというふうに考え、やはり、今一度立ち止まってこの宿泊税について再検討するべきだということを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございます。	(知事) 宿泊者数の把握についてでありますけれども、旅館業法及び住宅宿泊事業法においては、「宿泊者名簿」を備えることが義務付けられております。コンドミニウムのような一棟貸しで団体により宿泊する場合においても、団体の代表者又は引率責任者に係る必要事項のほか、宿泊者の男女別人数等その構成を明らかにするための必要な事項を記載することが求められているところでございます。 徴収委任を受けた市町村は、「宿泊者名簿」に基づいて事業者が作成した納入申告書の「宿泊者数」等の記載に誤りがないか確認し、道に報告することとなります。 (知事) 道の宿泊税についてであります。道では、国との同意協議を進めていく中で、地方財政審議会から新たな視点でお示しをいただいた論点を踏まえ、町内では定率制とする条例の主旨を変えることなく、地方税法の枠組みにおいて、公平性の観点も十分勘案し、より目的税の趣旨にかなうものとなる考え、この度、条例改正案を提案することとしたところでございます。